

広島県告示第七百九十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第七項の規定によつて、平成二十一年広島県告示第八百八十五号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和元年十一月一日から施行する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

鶴学園学校林伴鳥獣保護区、石ヶ谷峽・湯の山鳥獣保護区、切串小学校林古鷹鳥獣保護区、龍頭峽鳥獣保護区、龍王鳥獣保護区、八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区、久山田鳥獣保護区、黒川明神鳥獣保護区、城山鳥獣保護区、中之町小学校林日松山鳥獣保護区、熊野小学校林後西鳥獣保護区及び高野中学校林大鬼山鳥獣保護区

二 一のうち区域を縮小して更新する鳥獣保護区

石ヶ谷峽・湯の山鳥獣保護区

広島市市内の太田川森林計画区広島市（湯来）一・二林班から一六林班まで及び一九林班から二一林班までの区域のうち、県自然環境保全地域の区域

三 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 鶴学園学校林伴鳥獣保護区

広島市安佐南区沼田町地内の主要地方道広島豊平線と市道安佐南四区一四九号線との交点を起点として、同所から同市道を南西方に進み学校法人鶴学園広島工業大学沼田校舎取付道から西方約百五十メートルの地点の里道との交点に至り、同所から同里道を北方に進み市道安佐南四区一三八号線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み市道安佐南四区一四〇号線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み主要地方道広島豊平線との交点に至り、同所から同地方道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた区域で字大下四〇六〇番地及び四〇六一番地の区域を除いた区域一円

2 龍王鳥獣保護区

東広島市西条町地内の市道寺家北八号線と特別高圧J R西日本八本松白市間連絡線との交点を起点として、同所から同連絡線を西方に進み大字寺家字行貞花ヶ迫山九五〇の一番地に所在する特別高圧J R西日本八本松白市間連絡線第二十九号鉄塔に至り、同所からNHKテレビ中継所に至る稜線を北西方へ進み同中継所に至り、同所から龍王山山頂の三角点に至る稜線を北方に進み同三角点に至り、同所から大字吉行字五楽一二九二の一に所在する溜池へ至る稜線を南方に進み、同溜池の東端に至り、同所から南方に直進し、山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を西方に進み、市道寺家北八号線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた区域一円

3 高野中学校林大鬼山鳥獣保護区

庄原市高野町大字南字大鬼谷五二七三番地の二、五二五二番地及び五二七四番地の区域

四 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで